
飼い主が守ること..... 1
 登録と狂犬病予防注射..... 3
 犬がいなくなったら..... 4
 犬の死亡・飼養場所や飼い主が変わったとき.. 5
 犬が人をかんでしまったら..... 6
 犬が飼えなくなったら..... 6
 犬の習性を理解しよう..... 7
 子犬の社会化..... 8
 しつけの仕方..... 9
 食事の与え方..... 12
 散歩のさせ方..... 13
 日常の手入れ..... 14
 犬の家族計画..... 16
 健康管理..... 17
 犬の主な病気..... 18
 動物由来感染症..... 20
 狂犬病予防注射の記録..... 21
 メモ..... 23
 豊橋市保健所案内図..... 24

狂犬病予防注射の記録

| 注射番号 | 注射実施年月日 |
|------|---------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(5)公共の場所や他人の土地及び物件を汚したり、壊したりさせない。
 (6)異常な鳴き声、飛散する毛等により、人に迷惑をかけない。
 (7)動物が逃げた場合は、飼い主が自ら探し、捕まえる。
 2. 飼い主は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければなりません。

飼い犬の係留義務

飼い主は、(1)~(3)の場合を除き、犬を適切な場所に鎖などで繋いでおかなければなりません。
 (1)警察犬、狩猟犬又は盲導犬等の身体障害者補助犬をその目的のために使用する時。
 (2)人や物に害を加えるおそれのない場所又は方法で、訓練や運動をさせたり、移動するとき。
 (3)自己の土地で檻や柵などの囲いの中で犬を飼うとき。

以上の他、同一場所で 10 頭以上の犬を飼養するときには許可が必要な場合がありますので、保健所に事前に連絡してください。

